**○農林水産省告示第二千二百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字堺久保大久保岩久保五六八〇（次の図に示す部分に限る。）、字柳久保六二二六の一、六二二八の八、六二二九の一、六二二九の二、六二三〇の一、六二三一から六二三七まで、六二三九、六二四一から六二四五まで、六二四六・六二四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二四八から六二五〇まで、六二五一のイ、六二五一のロ、字東ノ入六四四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡朝日村大字古見字上耕地一一〇六、一一一五、一一一八から一一二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市左近山字仙源寺七九の一から七九の三まで、八〇、字段山八一から八八まで、字ショウブ八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の一の一から九〇の一の三まで、九〇の二、九〇の三、九一、九三、九四、九四の一から九四の三まで、九九の一、九九の二、一〇〇、一〇二、一〇三、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二、一〇六の一、一〇六の二、一一〇、一一一、一一二の一、一一七、字下モ山一三の二、一四の一から一四の五まで、一五、一六、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の二、二〇の一、二一、二二の三から二二の五まで、字大谷三五、四〇の一、四〇の二、四一、四一の一、四二、四五の二から四五の四まで、四六、四七、四八の一、四九の一、四九の二、五〇の一から五〇の三まで、五一、字大徳五二の一から五二の三まで、五三の四、五八の一、五八の二、五九の一から五九の三まで、五九の五、六〇の一、六〇の二、六一の一から六一の三まで、六二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の三、六五の一、六五の二、六六、六六の一、六六の二、六七、六八、六八の一、六八の二、六九、六九の一、七〇の六、七〇の八、七三の一、七四、七四の一、七四の二、七五、七五の一、七六から七八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町那比字上ミ山手一五四五から一五四七まで、字上ケ平一五六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市明宝奥住字水沢上三四三四の一九から三四三四の二一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字丸野一二二四の一から一二二四の四まで、一二二四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字出ケ谷六の五四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）